

改正

平成23年8月15日告示第28号

平成25年3月27日告示第16号

坂城町障害者等移動支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2 町長は、障害者等に対し地域の特性及び当該障害者等の利用の状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 個別支援型 個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援
- (2) グループ支援型 複数の障害者等からなるグループの外出における集団への移動支援。ただし、サービス提供者1人が対応する障害者の数は、1回の外出について2人を限度とする。

(対象者)

第3 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通学、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として一日の範囲で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると町長が認めたものとする。

- (1) 町内に居住地を有する障害者等（法第19条第3項の特定施設へ入所している者であって、特定施設（継続して2以上の特定施設に入所している者については、最初に入所した特定施設）入所前に町外に居住地を有したものを除く。）
- (2) 町外の特定施設へ入所している者であって、特定施設（継続して2以上の特定施設に入所している者については、最初に入所した特定施設）入所前に町内に居住地を有したもの

(申請)

第4 事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）は移動支援事業申請書を町長に提出するものとする。

(決定)

第5 町長は、前第4の申請があったときは内容を調査し、利用の可否を決定し、その旨を移動支援事業利用決定（却下）通知書（以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

(有効期限)

第6 前第5の規定による決定の認定期間は、承認を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。

(利用の取消し)

第7 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第8 利用者が事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業所に提示し事業所に直接依頼するものとする。

(サービス費)

第9 町が事業者を支払うサービス費は、次に掲げる費用から第10第2項に規定する額を控除した額とする。

- (1) 個別支援型にあつては、30分当たり750円とする。
- (2) グループ支援型にあつては、30分当たりサービス利用人員に500円を乗じた金額とする。

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、町長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 町長は、前項の請求があった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

(障害者等の支払い)

第10 第5の規定により利用の決定を受けた障害者等は、町がサービス費として事業者を支払う額を控除した額を事業者を支払うものとする。

2 前項に規定する支払額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 前第9第1項の規定で定めた基準により算定した額
- (2) 次のア又はイに掲げる障害者等の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア イに掲げる者以外の障害者等 前号の額の100分の10に相当する額

イ 生活保護世帯又は移動支援事業の利用のあった年度（4月から6月までの利用にあつては、前年度）分の市町村民税非課税世帯に属する障害者等 0

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成23年8月15日告示第28号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日告示第16号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。